

介護保険における福祉用具の概要

1 概要

福祉用具(*)は、利用者にとって役立つというだけではなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしている。

また、利用者が、在宅生活を継続するためや福祉用具を効果的に活用するためには住宅のバリアフリー化等の住環境の整備を行う必要がある。

このため、介護保険においては、福祉用具及び住宅改修を在宅サービスとして位置付け、その費用について介護保険の給付対象としているところである。

(*) 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

2 介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を指定事業者にて販売（償還払い）。
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置（平成24年度追加分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用（実勢価格）	現に要した費用（実勢価格）

※ 保険給付の対象とする福祉用具は、保険者（市町村）が告示及び通知に照らし合わせ、判断を行う。（各福祉用具の「認定」は行っていない。）

※ 貸与、販売にはサービス費用、製品価格等が含まれており、サービス内容、新品と中古品の違い等により、同一製品でも価格は異なる。